

ゆい訪問介護 訪問介護サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 ゆい訪問介護（以下「事業所」という）が行う指定介護予防訪問サービス事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者・介護福祉士・介護予防訪問サービス研修修了者（以下「訪問介護員」という）が要介護状態にある利用者に対し、適正な指定介護保険予防訪問サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- (1) 事業所の訪問介護員は、利用者が要介護状態になった場合において、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ日常生活を営めるよう、適切な介護予防訪問サービスが提供できるよう配慮する。
 - (2) 事業の実施に当っては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
- (1) 事業所 名称 ゆい訪問介護
所在地 神戸市西区前開南町一丁目3番8号
 - (2) 運用 介護保険に係る諸手続き・労務管理・経理業務全てを事業所で行うものとする。

(従事者の職種・員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する者の職種・員数及び職務内容は、次の通りとする。
- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業運営を行うように統括する。
 - (2) サービス提供責任者 介護福祉士 2名（管理者兼務1名）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定介護予防訪問サービスの利用申し込みに関わる調整、訪問介護員に対する技術指導、介護予防訪問サービス計画の作成等を担当する。
 - (3) 訪問介護員 5名
訪問介護員は、指定介護予防訪問サービスの提供に当る。必要な事務処理を行う。

(営業日及び時間)

第5条 事業所の営業日及び時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜～金曜日とする。
(土・日・祝日、および12月30日～1月3日までは休日)
- (2) 営業時間 午前9時00分～午後6時00分とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 1. 指定介護予防訪問サービスの内容は次の通りとし、指定介護予防訪問サービスを提供した場合の額は神戸市の定める額とし、当該指定介護予防訪問サービスが法定代理受理サービスであるときはその1～3割の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2. 第8条の通常実施地域を越えて行う指定介護予防訪問サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- (1) 事業所から30円／1Kmで算出します。

3. 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第7条 介護予防訪問サービス等の提供を行っているときに、利用者の病状が急変したり、その他緊急を要する事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、神戸市全域と 明石市東部とする。

※明石市東部詳細

北王子・王子・西新町・南王子・田町・船上町・新明町・硯町
大道町・太寺天王町・荷山町・東野町・太寺・上の丸・明石公園
鷹匠町・茶園場町・朝霧北町・朝霧台・朝霧台山手町・松が丘
太寺大野町・東朝霧丘・中朝霧丘・西朝霧丘・北朝霧丘・朝霧町
朝霧東町・松が丘北町・大蔵谷奥・東山町・朝霧南町・大蔵町
大蔵八幡町・大蔵中町・大蔵本町・大蔵天神町・東人丸町・人丸町
山下町・大蔵海岸通・天文町・相生町・中崎・鍛冶屋町・桜町
東仲ノ町・大明石町・本町・材木町・港町・岬町・日富美町
大観町・樽屋町

(その他の運営についての留意事項)

第9条 1. 訪問介護員の質的向上を図るために、研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制の整備を行う。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に約1週間実施する。

(2) 継続研修 12回/年実施する。

(秘密の保持)

第10条 (1) 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する義務を有する。

(2) 従業者がその職を退いた後も、「業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する業務を有する」旨の契約内容とする。

第11条 1. 関係書類の保存は、5年以上とする。

(虐待の防止について)

第12条 利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っていくものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施する。

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報する。

(その他)

第13条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は「株式会社 結」と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この「運営規程」は、令和6年4月1日からとする。